

鳥取県告示第 47 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字八河谷字モツブチ山395、395の1、396、397、397の1、398、399の1・400の1・400の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、401の1、401の2、401の3(次の図に示す部分に限る。)、402、402の1、403、404、字小柳谷405、406、406の1、407から410まで、411の1、411の2、412、413、413の1、414から419まで、419の1、419の2、420の1、字タテサコ421の1、422、423の1から423の3まで、424から429まで、字柳谷西平430から436まで、436の1、437、665、字柳谷東平441、441の1、442から445まで、446の1、446の2、449の1、449の2、450の1、450の2、451から459まで、459の1、459の2、460から462まで、字小谷山478から482まで、482の1、483から486まで、488から494まで、字綾木谷田上495から500まで、501の1、501の2、字コタノ谷502から504まで、505の1、505の2、字綾木谷山506の1、506の2、506の4、507の1から507の3まで、507の6、507の8から507の11まで、508の1、508の2、508の4、509の1から509の6まで、510、510の1、511から515まで、字綾木谷東平518から524まで、525の1、525の2、526の1、526の2、527、528の1、528の2、528の4、529の1、529の2、530の1、531の1、531の2、532から534まで、534の1から534の4まで、534の6、字綾木谷東平口535の1、535の2、535の4、536の1、536の2、537の1、537の2、537の4から537の8まで、538の2、539の1、539の2、539の4、539の5、540の1、541の1、541の2、541の4、542の1、542の2、543の1、544の1、666、字トソフ平545から547まで、548の1、548の2、548の4、548の5、549の1、549の2、550の1、550の2、551、552の1、552の2、552の4、553の1、554の1、554の2、554の4、554の5、555、556の1、556の2、556の4、557の1から557の4まで、558の2から558の4まで、559の1、559の3から559の5まで、560から562まで、字ホフソウ谷563から568まで、570、571の1、字ミタアト572の1、572の2、572の5、572の7から572の12まで、573の1から573の3まで、574の1、574の2、574の6、575の1、575の2、576の1、576の5、字カンマチロ579、580、581の1、583の1、583の2、584から587まで、字ツツ谷588の1から588の3まで、589の1、589の2、590から593まで、593の1、594、595の1、595の2、字サササコ596、598から600まで、600の1、600の2、601、602の1から602の3まで、603から610まで、611の2、611の3、612の1、612の3、612の4、613の1、613の3、字横掛平614の1、614の2、615の1、615の2、616、617、617の1、618から622まで、623の1、624から631まで、632の1、632の2、633の1、633の4、634、635の1、635の2、636の1、636の2、637の1、字迎ヒ638の1、639の1、640の1から640の4まで、641の1、642、642の1、643、644、645の1、645の2、646から650まで、650の1、651、651の1、652、653、字下モ迎イ平654の1、654の3、655、656の1、656の4、657の1、658、659の1、659の2、659の5、660、字岩尾平661、662、662の1から662の3まで、664の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭

町役場に備え置いて縦覧に供する。)